



議案第二十八号

穴鴨第二地区は場整備事業に伴う字の区域の変更について

次のとおり字の区域を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十九年三月十二日

三朝町長 松村喬成

昭和五十九年三月廿四日

原案可決

三朝町議会議長名越典由

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和五十九年三月一日現在の地番による。）
大字穴鴨字余川口	<p>大字穴鴨字余川口のうち七七、一〇一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字穴鴨字赤坂一〇三の一部、一〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
大字穴鴨字赤坂	<p>大字穴鴨字余川口七七、一〇一と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字穴鴨字赤坂のうち一〇三の一部、一〇四の一部、一一〇の二の一部、一一二の三の一部、一一六の二、一一八の三、一一九、一二〇の一、一二〇の二、一二一の一の一部、一二一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字穴鴨字立石一二二の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
大字穴鴨字立石	<p>大字穴鴨字赤坂一一〇の二の一部、一一二の三の一部、一一六の二、一一八の三、一一九、一二〇の一、一二〇の二、一二一の一の一部、一二一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字穴鴨字立石のうち一二二の二の一部、一四三の一部、一五七の二、一五八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以</p>

	<p>外の区域</p>
<p>大字穴鴨字葉広</p>	<p>大字穴鴨字立石一四三の一部、一五七の二、一五八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字穴鴨字葉広のうち一六五の七及びこれと一体をなす国有地並びに一六五の一と一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字穴鴨字浅田</p>	<p>大字穴鴨字浅田のうち一九九の一、二〇〇の一、二〇〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字穴鴨字橋詰</p>	<p>大字穴鴨字浅田二〇〇の二の一部及びこれと一体をなす国有地 大字穴鴨字橋詰の全域 大字穴鴨字中島二五九の二、二六〇の三の一部、二六〇の四の一部、二六七の四の一部、二六八の一部、二六九から二七三まで、二七四の一部、二七五の一部、二七五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字穴鴨字中矢図二七六の一部、二七七の二の一部、二八九の一から二八九の三までの一部、二九〇の一部、二九五の一の一部、</p>

	<p>三〇〇から三〇二までの一部、三〇三、三〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字穴鴨字中島</p>	<p>大字穴鴨字中島のうち二五九の二、二六〇の三、二六〇の四、二六六、二六七の四から二六七の六まで、二六八から二七五まで、二七五の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字穴鴨字中矢図</p>	<p>大字穴鴨字葉広一六五の七及びこれと一体をなす国有地並びに一六五の一と一体をなす国有地 大字穴鴨字浅田一九九の一、二〇〇の一、二〇〇の二の一部 大字穴鴨字中島二六〇の三の一部、二六〇の四の一部、二六六、二六七の四の一部、二六七の五、二六七の六、二六八の一部、二七四の一部、二七五の一部、二七五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字穴鴨字中矢図のうち二七六の一部、二七七の二の一部、二八九の一から二八九の三までの一部、二九〇の一部、二九五の一の一部、三〇〇から三〇二までの一部、三〇三、三〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

<p>大字穴鴨字錫</p>	<p>大字穴鴨字錫のうち三七七の一部、三七八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字穴鴨字錫臺四七九の一の一部、四八四の二の一部、四八五から四八七まで、四八八の一から四八八の三まで、四八九、四九〇、四九一の一の一部、四九四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字穴鴨字錫臺</p>	<p>大字穴鴨字錫三七七の一部、三七八の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字穴鴨字錫臺のうち四七九の一の一部、四八四の二の一部、四八五から四八七まで、四八八の一から四八八の三まで、四八九、四九〇、四九一の一の一部、四九四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字穴鴨字大平</p>	<p>大字穴鴨字大平のうち九〇六及びこれと一体をなす国有地並びに九〇四、九〇五と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>

大字穴鴨字桂口

大字穴鴨字桂口のうち九〇七の一の一部、九一〇の一の一部、九一〇の五の一部、九一〇の六、九一〇の七、九一一、九二三の一、九二三の三、九二四、九二五、九二六の一、九二六の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字穴鴨字宮ノ内

大字穴鴨字大平九〇六及びこれと一体をなす国有地並びに九〇四、九〇五と一体をなす国有地の一部
大字穴鴨字桂口九〇七の一の一部、九一〇の一の一部、九一〇の五の一部、九一〇の六、九一〇の七、九一一、九二三の一、九二三の三、九二四、九二五、九二六の一、九二六の三及びこれらと一体をなす国有地
大字穴鴨字宮ノ内の全域